筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、不動産登記法第１３６条第１項の規定に基づく下記２の関係人に対する下記３の通知を、同法第１３６条第２項の規定により準用する同法第１３３条第２項の規定により掲載する。

令和８年１０月２８日

福岡法務局筆界特定登記官

記

１　筆界特定の手続の表示

手続番号　令和８年第９８号
対象土地　福岡市南区高宮四丁目１０８番
　　福岡市南区高宮四丁目１０３番
手続番号　令和８年第９９号
対象土地　福岡市南区高宮四丁目１０８番
　　福岡市南区高宮四丁目１１３番

２　関係人の氏名又は名称

小柳乙吉

３　通知をすべき事項

⑴　筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知

⑵　上記⑴の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。